

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

発信時刻

9時 30分

様式 9-1

第 25 条 報 告

送信枚数 (1 / 3)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第 2 5 0 4 6 報)

2023年 10月 5日

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第 2 5 条 報 告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 田南 達也

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第 2 5 条第 2 項の規定に基づき, 応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原 2 2
特定事象の発生箇所 (注 1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻 (注 1)	2 0 1 1 年 (平成 2 3 年) 3 月 1 1 日 1 6 時 3 6 分 (2 4 時間表示)
特定事象の種類 (注 1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第 6 条第 4 項第 4 号, 省令第 2 1 条第 1 項ロ)
発生事象と対応の概要 (注 2) (注 3)	(対応日時, 対応の概要) ALPS 処理水測定・確認用タンク C 群の当社及び当社が委託した外部機関による分析結果については, 放出可能であることを確認したため, 本日, 1 0 月 5 日から放出を開始します。 放出開始・終了の実績については, 別途お知らせします。 ・ALPS 処理水 測定・確認用タンク水の排水前分析結果 [採取日 6 月 2 6 日] 【公表区分: その他】 ※添付の(有)・無し (注 4)
その他の事項の対応 (注 5)	なし

備考 この用紙の大きさは, 日本産業規格 A 4 とする。

(注 1) 最初に発生した特定事象の発生箇所, 発生時刻, 種類について記載する。

(注 2) 設備機器の状況, 故障機器の応急復旧, 拡大防止措置等の時刻, 場所, 内容について発生時刻順に記載する。

(注 3) 当該原子力事業所所在市町村において震度 6 弱以上の地震が発生した場合, また震度によらず警戒事態該当事象または特定事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は, その発生日時, 観測用地震計の加速度 gal 数 (水平方向, 鉛直方向) を記入する。

(注 4) 新たに警戒事態該当事象または特定事象が発生した場合は, 本様式に加えて様式 9-1 添付を用いて報告する。なお, 様式 9-1 添付を用いた報告は当該事象が非該当となるまで継続して行う。

(注 5) 緊急時対策本部の設置状況, 被ばく患者発生状況等について記載する。

2023年10月5日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

ALPS処理水 測定・確認用タンク水の排水前分析結果 (1/2)

試料名	ALPS処理水 測定・確認用タンク水	C群
採取日時	2023年6月26日 11時28分	
貯留量 (m ³)	8941	
要約	測定・評価対象核種(29核種)	告示濃度比較和 0.25 (1未満を超過)

放射能分析 測定・評価対象核種(29核種)

No.	核種	分析結果				告示濃度限度に対する比		告示濃度限度 ※2 (Bq/L)	分析値の求め方 ※4
		東京電力 不確かさ ※1 (Bq/L)	検出限界値 (Bq/L)	分析値 (Bq/L)	不確かさ ※1 (Bq/L)	東京電力	(株) 化研		
1	C-14	1.3E+01	2.2E+00	1.2E+01	± 8.7E-01	8.8E-01	2000	測定	
2	Mn-54	ND	2.3E-02	ND	-	2.7E-02	1000	測定	
3	Fe-55	ND	1.4E+01	ND	-	1.2E+01	2000	測定	
4	Co-60	2.4E-01	2.4E-02	2.2E-01	± 3.0E-02	2.7E-02	200	測定	
5	Ni-63	ND	8.9E+00	ND	-	5.5E+00	6000	測定	
6	Se-79	ND	8.7E-01	ND	-	1.8E+00	200	測定	
7	Sr-90	ND	3.2E-02	ND	-	3.4E-02	300	測定	
8	Y-90	ND	1.9E-01	ND	-	3.8E-01	1000	測定	
10	Ru-106	ND	2.1E-01	ND	-	2.7E-01	100	測定	
11	Sb-125	ND	8.8E-02	ND	-	1.2E-01	800	測定	
12	Te-125m	ND	3.1E-02	ND	-	4.1E-02	900	測定	
13	I-129	1.8E+00	1.4E-02	1.7E+00	± 3.3E-01	1.3E-01	9	測定	
14	Cs-134	ND	3.0E-02	ND	-	4.8E-02	60	測定	
15	Cs-137	4.5E-01	2.6E-02	4.5E-01	± 5.2E-02	4.3E-02	90	測定	
16	Ce-144	ND	3.6E-01	ND	-	2.4E-01	200	測定	
17	Pm-147	ND	3.2E-01	ND	-	3.3E-01	3000	測定	
18	Sm-151	ND	1.2E-02	ND	-	1.3E-02	8000	測定	
19	Eu-154	ND	7.1E-02	ND	-	7.5E-02	400	測定	
20	Eu-155	ND	2.4E-01	ND	-	1.6E-01	3000	測定	
21	U-234	ND	8.1E-01	ND	-	5.3E-01	20	全0	
22	U-238	ND	8.1E-01	ND	-	5.3E-01	20	全0	
23	Np-237	ND	8.1E-01	ND	-	5.3E-01	9	全0	
24	Pu-238	ND	8.1E-01	ND	-	5.3E-01	4	全0	
25	Pu-239	ND	8.1E-01	ND	-	5.3E-01	4	全0	
26	Pu-240	ND	8.1E-01	ND	-	5.3E-01	4	全0	
27	Am-241	ND	8.1E-01	ND	-	5.3E-01	5	全0	
28	Cm-244	ND	8.1E-01	ND	-	5.3E-01	7	全0	
29	Pu-241	ND	8.1E-01	ND	-	5.3E-01	200	測定	

・NDは検出限界未満を示す。

・O、OE±0とは、 0.0×10^0 であることを意味する。

(例) $3.1E+01$ は 3.1×10^1 で31、 $3.1E+00$ は 3.1×10^0 で3.1、 $3.1E-01$ は 3.1×10^{-1} で0.31と読む。

※1 「不確かさ」とは分析値の相対標準偏差を示している。

「不確かさ」は「検出限界値」を用いて算出している。

※2 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子力施設廃止及び特定放射性物質の搬入に関する果前に定める告示濃度限度

(別添第一表六欄：周辺監視区域外の水中の濃度限度[下表では、Bq/cm³の表記をBq/Lに換算した値を記載])

※3 α核種の告示濃度限度に対する比は、評価対象核種のうち最も低い告示濃度限度で評価する。

※4 分析値の求め方は以下のとおり。

測定：放射能測定器、元素量を直接計測・分析することによって放射性核種の濃度を求める。

全0：α線を直接計測し、試料に含まれるα核種の全量を求める。

放射能濃度評価：放射性核種が生成する別の放射性核種の濃度で、その放射性核種が一定の比率で存在する物質事象によって求める。

相対比評価：原子炉内に存在していた放射性核種の評価値を元に、放射性核種の標準、ALPS処理水への移行を考慮して求める。

(2/3)

(3/3)

ALPS処理水 測定・確認用タンク水の排水前分析結果 (2/2)

要約 14 (万Bq/L) (100万Bq/L未満を確認)

No.	核種	放射能分析 トリチウム					分析値の求め方 ※3
		東京電力		(株) 化研		検出限界値 (Bq/L)	
		分析値 (Bq/L)	不確かさ ※1 (Bq/L)	分析値 (Bq/L)	不確かさ ※1 (Bq/L)		
1	H-3	1.4E+05	± 7.8E+03	1.9E+01	± 7.9E+03	1.3E+02	※2 測定

・0.0E±0とは、0.0×10⁰であることを意味する。
 (例) 3.1E+01は3.1×10¹で31, 3.1E+00は3.1×10⁰で3.1, 3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。
 ※1 「不確かさ」とは分析データの精度を意味している。
 「不確かさ」は「拡張不確かさ：包含係数k=2」を用いて算出している。
 トリチウム濃度が1E+06Bq/L未満(100万Bq/L未満)であることを確認する。
 ※2 分析値の求め方は以下のとおり。
 ※3 測定：放射能濃度、元素量を直接計測・分析することによって放射性核種毎の濃度を求める。

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

発信時刻

11時 00分

様式9-1

第25条報告

送信枚数 (1 /)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第25047報)

2023年10月5日

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 田南 達也

第25条報告

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき, 応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分 (24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)(注3)	(対応日時, 対応の概要) 第25046報でお知らせしたとおり, ALPS処理水測定・確認用タンクC群に貯水していた水について, 本日以下のとおり放出を開始しました。 ・放出開始 : 10月5日10時18分 放出状況については, 漏えい等の異常がないことを確認しております。 【公表区分: E】 ※添付の有り (無し) (注4)
その他の事項の対応(注5)	

備考 この用紙の大きさは, 日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した特定事象の発生箇所, 発生時刻, 種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況, 故障機器の応急復旧, 拡大防止措置等の時刻, 場所, 内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 当該原子力事業所所在市町村において震度6弱以上の地震が発生した場合, また震度によらず警戒事態該当事象または特定事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は, その発生日時, 観測用地震計の加速度gal数(水平方向, 鉛直方向)を記入する。

(注4) 新たに警戒事態該当事象または特定事象が発生した場合は, 本様式に加えて様式9-1添付を用いて報告する。なお, 様式9-1添付を用いた報告は当該事象が非該当となるまで継続して行う。

(注5) 緊急時対策本部の設置状況, 被ばく患者発生状況等について記載する。

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

発信時刻

14時30分

様式9-1

第25条報告

送信枚数 (1 / 1)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第25048報)

2023年10月5日

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 田南 達也

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所 (注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻 (注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分 (24時間表示)
特定事象の種類 (注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要 (注2) (注3)	(対応日時, 対応の概要) 本日、情報棟において、負傷者が発生し、入退域管理棟救急医療室の医師の診察を受けたところ、緊急搬送の必要があると診断されたため、14時5分、救急車を要請しました。 状況は以下のとおりです。 ・発生時刻 13時24分頃 ・発生場所 発電所構内 情報棟 ・負傷者の所属 協力企業作業員 ・身体汚染の有無 なし ・発生状況 作業後の休憩中に転倒して頭部を負傷した。 【公表区分：E】 ※添付の有り・無し (注4)
その他の事項の対応 (注5)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 当該原子力事業所所在市町村において震度6弱以上の地震が発生した場合、また震度によらず警戒事態該当事象または特定事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は、その発生日時、観測用地震計の加速度gal数(水平方向、鉛直方向)を記入する。

(注4) 新たに警戒事態該当事象または特定事象が発生した場合は、本様式に加えて様式9-1添付を用いて報告する。なお、様式9-1添付を用いた報告は当該事象が非該当となるまで継続して行う。

(注5) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

発信時刻

15時 05分

様式9-1

第25条報告

送信枚数 (1 / 14)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第25049報)

2023年 10月 5日

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 田南 達也

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分 (24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)(注3)	<p>(対応日時, 対応の概要) プラント関連パラメータ、タンクエリアパトロール結果等について、下記のとおりお知らせいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント関連パラメータ [10月5日11時00分現在] ・サブドレン等 分析結果 [採取日 10月4日] ・集中廃棄物処理施設周辺サブドレン水 分析結果 [採取日 10月4日] ・構内排水路 分析結果 [採取日 10月4日] ・護岸地下水観測孔 分析結果 [採取日 10月2日、10月4日] ・海水分析結果<港湾内、放水口付近> [採取日 10月4日] ・地下貯水槽(周辺観測孔)分析結果 [採取日 10月4日] ・地下貯水槽(ドレン孔・検知孔・海側観測孔)分析結果 [採取日 10月4日] <p>・発電所敷地内におけるモニタリング結果について、前回のお知らせから有意な変動はありません。</p> <p>・タンクエリアパトロール及び汚染水タンク水位計による常時監視において、漏えい等の異常はありません。</p> <p>・建屋滞留水の移送状況について、パトロール及び警報監視において、漏えい等の異常は確認されません。</p> <p>サブドレン他水処理施設一時貯水タンクBの当社及び第三者機関による分析結果については、共に運用目標値を満足していたことから、10月6日に排水を実施します。</p> <p>排水開始・終了の実績については、別途お知らせします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サブドレン・地下水ドレン浄化水 排水前分析結果 [採取日 10月1日] <p>【公表区分：その他】</p> <p>※添付の有)・無し (注4)</p>

(2/14)

その他の事項の対応 (注5)	なし
-------------------	----

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 当該原子力事業所所在市町村において震度6弱以上の地震が発生した場合、また震度によらず警戒事態該当事象または特定事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は、その発生日時、観測用地震計の加速度 gal 数（水平方向、鉛直方向）を記入する。

(注4) 新たに警戒事態該当事象または特定事象が発生した場合は、本様式に加えて様式9-1添付を用いて報告する。なお、様式9-1添付を用いた報告は当該事象が非該当となるまで継続して行う。

(注5) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

(3/14)

福島第一原子力発電所 プラント関連パラメータ
2023年10月5日 11:00現在

2023年10月5日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

	1号機	2号機	3号機	4号機
原子炉注水状況	給水系: 2.4 m ³ /h CS系: 1.3 m ³ /h	給水系: 0.0 m ³ /h CS系: 1.6 m ³ /h	給水系: 1.6 m ³ /h CS系: 2.1 m ³ /h	
原子炉圧力容器 底部温度	VESSEL BOTTOM HEAD (TE-263-69L1): 29.3 °C 原子炉 SKIRT JOINT 上部 (TE-263-69H1): 27.9 °C VESSEL DOWN COMMER (TE-263-69G2): 28.8 °C	VESSEL WALL ABOVE BOTTOM HEAD (TE-2-3-69H3): 38.3 °C RPV温度 (TE-2-3-69R): 38.5 °C	スカートジャンクション上部温度 (TE-2-3-69F1): 33.4 °C RPV底部ヘッド上部温度 (TE-2-3-69H1): 32.1 °C	
原子炉格納容器 内温度	HMH-12A RETURN AIR (TE-1625A): 28.9 °C HMH-12A SUPPLY AIR (TE-1625F): 28.8 °C	RETURN AIR DRYWELL COOLER (TE-16-114B): 38.6 °C SUPPLY AIR D/W COOLER HMH2-16B (TE-16-114G#1): 38.4 °C	PCV温度 (TE-16-002): 31.3 °C 格納容器空調機供給空気温度 (TE-16-114F#1): 32.4 °C	
原子炉格納容器 圧力	0.27 kPa.g	2.51 kPa.g	0.49 MPa.g	
空素吸入流量 ※3	RPV (RVH-A): - Nm ³ /h (RVH-B): 14.98 Nm ³ /h (JP-A): 14.56 Nm ³ /h (JP-B): - Nm ³ /h PCV: - Nm ³ /h ※4	RPV-A: 6.62 Nm ³ /h RPV-B: 6.52 Nm ³ /h PCV: - Nm ³ /h ※4	RPV-A: 7.81 Nm ³ /h RPV-B: 8.06 Nm ³ /h PCV: - Nm ³ /h ※4	
原子炉格納容器 ガス管理システム 排気流量	20.5 m ³ /h	19.80 Nm ³ /h	20.98 Nm ³ /h	
原子炉格納容器 放射能濃度 (Xe136) ※2	A系: 0.00 vol% B系: 0.00 vol%	A系: 0.00 vol% B系: 0.00 vol%	A系: 0.11 vol% B系: 0.10 vol%	
使用消耗燃料プール 水温度	29.5 °C	※6	※5	※5
FPC 対時→カウ 水位	4.10 m	4.99 m	- m	67.0 X100mm ※6

【計測に関する事項】
※1: 原子炉格納容器内温度は、(本表記載)の計測点にて計測されている。計測精度は、(本表記載)の計測点の精度に準拠する。
※2: 原子炉格納容器内放射能濃度は、(本表記載)の計測点にて計測されている。計測精度は、(本表記載)の計測点の精度に準拠する。
※3: 原子炉格納容器内空素吸入流量は、(本表記載)の計測点にて計測されている。計測精度は、(本表記載)の計測点の精度に準拠する。
※4: 原子炉格納容器内空素吸入流量は、(本表記載)の計測点にて計測されている。計測精度は、(本表記載)の計測点の精度に準拠する。
※5: 原子炉格納容器内空素吸入流量は、(本表記載)の計測点にて計測されている。計測精度は、(本表記載)の計測点の精度に準拠する。
※6: 原子炉格納容器内水位は、(本表記載)の計測点にて計測されている。計測精度は、(本表記載)の計測点の精度に準拠する。

【計測に関する事項】
本計測結果については、検査やその他の事後処理の必要がある場合、当該の計測結果を再検査を行い、結果が異なる場合は、正しい測定結果を再測定している。また、計測結果が異常な値を示す場合、このようになっている場合は、当該の計測結果を再検査し、正しい測定結果を再測定している。

(4/14)

2023年10月5日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一発電推進カンパニー

サブドレン等 分析結果 (Y)

採取地点	採取日時	分析項目		
		I-131 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1号機サブドレン	2023/10/04 07:15	< 6.4E+00	< 5.0E+00	1.8E+02
2号機サブドレン	2023/10/04 07:20	< 1.1E+01	2.2E+01	1.3E+03
3号機サブドレン	2023/10/04 07:25	< 4.2E+00	< 5.0E+00	< 5.2E+00
4号機サブドレン	2023/10/04 07:30	< 4.5E+00	< 4.2E+00	< 4.4E+00
5号機サブドレン	—	—	—	—
6号機サブドレン	—	—	—	—
槽内深井戸	—	—	—	—

・不等号 (<: 小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・O.OE±Oとは、 $O.O \times 10^{±O}$ であることを意味する。

(例) 3.1E+01は 3.1×10^1 で31, 3.1E+00は 3.1×10^0 で3.1, 3.1E-01は 3.1×10^{-1} で0.31と読む。

(5/14)

2023年10月5日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所推進カンパニー

集中廃棄物処理施設周辺サブドレン水 分析結果 (V)

採取地点	採取日時	分析項目		
		I-131 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
4号T/B建屋南東	2023/10/04 07:30	< 4.5E+00	< 4.2E+00	< 4.4E+00
プロセス主建屋北東	2023/10/04 07:39	< 4.0E+00	< 4.5E+00	< 3.9E+00
プロセス主建屋南東	2023/10/04 07:43	< 4.2E+00	< 5.0E+00	< 4.8E+00
雑固体廃棄物減容処理建屋南	2023/10/04 07:55	< 4.8E+00	< 5.0E+00	< 4.8E+00
サイトバンカ建屋南西	—	—	—	—
焼却工作建屋西側	2023/10/04 07:51	< 4.2E+00	< 4.5E+00	5.1E+01
雑固体廃棄物減容処理建屋北	2023/10/04 07:35	< 4.7E+00	< 4.2E+00	< 5.2E+00
サイトバンカ建屋南東	2023/10/04 07:47	< 3.9E+00	< 4.5E+00	< 4.7E+00

・不等号 (<:小なり) は、検出限界未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・O.OE±Oとは、 $O.O \times 10^{O.O}$ であることを意味する。

(例) 3.1E+01は 3.1×10^1 で31, 3.1E+00は 3.1×10^0 で3.1, 3.1E-01は 3.1×10^{-1} で0.31と読む。

・サイトバンカ建屋南西は、1回/週程度の頻度で分析を実施。

(6/14)

2023年10月5日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

構内排水路 分析結果 (全β・γ)

採取地点	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
A排水路	2023/10/04 07:50	< 3.3E+00	< 6.1E-01	2.3E+00
物揚場排水路	2023/10/04 08:00	4.2E+00	< 7.3E-01	2.2E+00
K排水路	2023/10/04 06:00	1.2E+01	< 4.8E-01	7.8E+00
BC排水路	2023/10/04 06:00	< 3.3E+00	< 5.5E-01	< 6.2E-01
D排水路	2023/10/04 07:55	< 3.3E+00	< 5.7E-01	1.1E+00
5,6号機排水路※1	—	—	—	—

・不等号 (< : 小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・O.O.E±Oとは、 $0.0 \times 10^{+0}$ であることを意味する。

(例) 3.1E+01は 3.1×10^1 で31, 3.1E+00は 3.1×10^0 で3.1, 3.1E-01は 3.1×10^{-1} で0.31と読み。

・採取当日の降雨量は5 mm

・排水路流量情報は、解析中のため後日公表する。

※1 5,6号機排水路は1回/月に分析を実施。

(7/14)

2023年10月5日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・H-3・Y・塩素)

(1/2)

採取地点	採取日時	分析項目										塩素 (ppm)
		全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Min-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Ru-106 (Bq/L)	Sr-125 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	その他放射性核種		
No.0-1	2023/10/02 06:59	8.1E+01	4.5E+03	< 1.4E+00	< 1.8E+00	< 1.2E+01	< 4.2E+00	< 1.7E+00	2.0E+01	—	—	—
No.0-1-2	2023/10/02 07:02	6.0E+01	9.1E+03	< 3.4E-01	< 4.1E-01	< 4.0E+00	< 1.6E+00	5.0E-01	2.1E+01	—	—	—
No.0-2	2023/10/02 06:50	1.3E+02	2.2E+02	< 3.1E-01	< 3.0E-01	< 3.4E+00	< 1.7E+00	9.3E-01	4.2E+01	—	—	—
No.0-3-1	2023/10/02 07:06	< 1.1E+01	< 9.5E+01	< 3.6E-01	< 4.4E-01	< 3.7E+00	< 1.9E+00	< 4.1E-01	6.2E+00	—	—	—
No.0-3-2	2023/10/02 07:10	< 1.1E+01	6.6E+03	< 3.2E-01	< 3.6E-01	< 3.0E+00	< 1.2E+00	< 3.8E-01	1.3E+00	—	—	—
No.0-4	2023/10/02 06:53	< 1.1E+01	4.6E+03	< 2.8E-01	< 4.0E-01	< 2.2E+00	< 9.6E-01	< 4.0E-01	6.0E-01	—	—	—
No.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.1-6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.1-8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.1-9 #1	2023/10/02 07:15	2.7E+01	7.6E+02	—	—	—	—	—	—	—	—	1.1E+02
No.1-11	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.1-12	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.1-14	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.1-16	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.1-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

・不検号 (<:小検り) は、検出限界未満 (ND) を表す。
 ・測定対象外および検出停止の項目は「—」と記す。
 ・O.O.E±Oと注、O.O×10[○]であることを意味する。
 (例) 3.1E+01は3.1×10¹で31、3.1E+00は3.1×10⁰で3.1、3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読み。
 ・H-3以外は図にお知らせ済み。
 ※1 No.1-9は、採水数による誤差であるため、Y値は実測値とする。全βは参考値としての値後に測定。

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・H-3・Y・塩素)

(2/2)

観測地点	採取日時	分析項目										指標 (ppm)			
		全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Ru-106 (Bq/L)	Sb-125 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	その他放射性核種					
1,2号線りエルロイメント 汲み上げ水		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2	2023/10/02 07:20	2.4E+02	2.9E+02	< 2.4E-01	< 3.5E-01	< 3.6E+00	< 1.4E+00	< 3.8E-01	< 3.8E-01	9.0E+00	-	-	-	-	-
No.2-2	2023/10/02 07:35	1.3E+02	1.8E+02	< 1.7E+00	< 1.8E+00	< 1.6E+01	< 6.8E+00	< 1.5E+00	< 1.5E+00	6.0E+01	-	-	-	-	-
No.2-3	2023/10/02 07:40	2.4E+04	2.9E+03	< 2.9E-01	< 2.8E-01	< 3.4E+00	< 1.1E+00	< 5.1E-01	< 5.1E-01	4.0E+00	-	-	-	-	-
No.2-5 ※2	2023/10/02 07:45	1.3E+05	3.8E+02	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-7	2023/10/02 07:30	3.5E+02	1.8E+03	< 3.6E-01	< 4.4E-01	< 3.7E+00	< 1.6E+00	8.3E-01	8.3E-01	2.4E+01	-	-	-	-	5.3E+02
No.2-8	2023/10/02 07:25	3.6E+03	4.8E+02	< 3.4E-01	< 4.1E-01	< 3.4E+00	< 1.4E+00	< 3.8E-01	< 3.8E-01	4.4E+00	-	-	-	-	-
2,3号線りエルロイメント 汲み上げ水		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-5 ※2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3,4号線りエルロイメント 汲み上げ水		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

・不番号(＜:小なり)は、検出限界未満(ND)を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・O.E.E.Oとは、 0.0×10^0 であることを意味する。

(例) 3.1E+01は 3.1×10^1 で31、3.1E+00は 3.1×10^0 で3.1、3.1E-01は 3.1×10^{-1} で0.31と読む。

・H-3以外は関にお知らせ済み。

※2 No.2-5、No.3-5は、排水前による誤検出のため、√測定は実施せず、全βは参考値としてご通知に測定。

2023年10月5日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・γ・塩素)

(1/2)

採取地点	採取日時	全β (Bq/L)	分析項目					Cs-137 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	塩素 (ppm)
			その他/観測項目	Co-60 (Bq/L)	Mn-54 (Bq/L)	Ni-106 (Bq/L)	Sb-125 (Bq/L)			
No.0-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.0-1-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.0-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.0-3-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.0-3-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.0-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.1-6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.1-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.1-9※1	2023/10/04 07:05	< 1.4E+01	-	-	-	-	-	-	1.1E+02	
No.1-11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.1-12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.1-14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.1-16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.1-17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

・不等号 (<:小なり) は、検出限界未満 (ND) を表す。
 ・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。
 ・O.OE±Oとは、O.Ox10⁰であることを意味する。
 (例) 3.1E+01は3.1×10¹で31, 3.1E+00は3.1×10⁰で3.1, 3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。
 ※1 No.1-9日、観測器による採取であるため、γ値は参考値として記載に注意。

(10/14)

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・Y・塩素)

分析項目

採取地点	採取日時	全β (Bq/L)	その他種別放射核種				Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	塩素 (ppm)
			Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Ru-106 (Bq/L)	Sb-125 (Bq/L)			
1,2号観測孔ポイント 汲み上げ水	—	—	—	—	—	—	—	—	
No.2	—	—	—	—	—	—	—	—	
No.2-2	—	—	—	—	—	—	—	—	
No.2-3	—	—	—	—	—	—	—	—	
No.2-5 ^{※2}	—	—	—	—	—	—	—	—	
No.2-6	2023/10/04 07:15	6.9E+02	< 3.0E-01	< 3.1E-01	< 3.2E+00	< 1.1E+00	< 3.6E-01	1.3E+01	
No.2-7	2023/10/04 07:10	3.9E+02	< 2.5E-01	< 3.3E-01	< 3.3E+00	< 1.3E+00	8.4E-01	5.2E+02	
No.2-8	—	—	—	—	—	—	—	—	
2,3号観測孔 汲み上げ水	—	—	—	—	—	—	—	—	
No.3	—	—	—	—	—	—	—	—	
No.3-2	—	—	—	—	—	—	—	—	
No.3-3	—	—	—	—	—	—	—	—	
No.3-4	—	—	—	—	—	—	—	—	
No.3-5 ^{※2}	—	—	—	—	—	—	—	—	
3,4号観測孔 汲み上げ水	—	—	—	—	—	—	—	—	

・不等号 (<:小なり) は、検出限界未満 (ND) を表す。

・測定対象および採取中止の項目は「—」と記す。

・O.E±O.Dは、O.C×10⁻⁰を指すことを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10¹で31, 3.1E+00は3.1×10⁰で3.1, 3.1E-01は0.31×10⁰で0.31と読み。

※2 No.2-5, No.3-5は、検水部による採取であるため、Y値は省略せず、全βは標準値として各濃度に測定。

(11/14)

2023年10月5日

東京電力ホールディングス株式会社

福島第一廃炉推進カンパニー

海水分析結果<港湾内, 放水口付近> (全β・γ)

試料名称	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1F 5,6号機放水口北側 (T-1)	2023/10/04 07:15	—	< 9.6E-01	< 6.7E-01
1F 5号機取水口前	2023/10/04 08:10	< 1.3E+01	< 3.5E-01	5.0E-01
1F 物揚場前	2023/10/04 07:45	< 1.3E+01	< 3.2E-01	< 3.4E-01
1F 1~4号機取水口内北側 (東波除堤北側)	2023/10/04 07:40	< 1.3E+01	< 3.4E-01	1.1E+00
1F 1~4号機取水口内南側 (返水壁前)	2023/10/04 07:28	< 1.3E+01	< 3.5E-01	5.4E+00
1F 南放水口付近 (T-2)	2023/10/04 06:55	1.3E+01	< 9.2E-01	< 8.3E-01
1F 港湾口 (T-0)	2023/10/04 06:34	< 1.4E+01	< 3.4E-01	3.3E-01
1F 港湾中央	2023/10/04 06:25	< 1.4E+01	< 2.7E-01	< 3.0E-01
1F 港湾内東側	2023/10/04 06:28	< 1.3E+01	< 2.8E-01	< 2.7E-01
1F 港湾内西側	2023/10/04 06:23	< 1.3E+01	< 3.1E-01	< 3.5E-01
1F 港湾内北側	2023/10/04 06:20	1.6E+01	< 2.8E-01	3.0E-01
1F 港湾内南側	2023/10/04 06:31	1.4E+01	< 2.9E-01	3.7E-01
1F 北防波堤北側 (T-0-1)	—	—	—	—
1F 港湾口北東側 (T-0-1A)	—	—	—	—
1F 港湾口東側 (T-0-2)	—	—	—	—
1F 港湾口南東側 (T-0-3A)	—	—	—	—
1F 南防波堤南側 (T-0-3)	—	—	—	—
WHOの飲料水水質ガイドライン ^{※1}			1.0E+01	1.0E+01

・不等号 (< : 小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・〇.〇E±〇とは、〇.〇×10^{±〇}であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10¹で31, 3.1E+00は3.1×10⁰で3.1, 3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。

・物揚場前は、シルトフェンス開閉を行った日は開閉実施後にもサンプリングを実施。

※1 WHOの飲料水水質ガイドライン^{※1}における、Cs-134、Cs-137の指標

・分析結果の詳細については「福島第一原子力発電所の状況について(日報)」を参照 <https://www.tepco.co.jp/press/report/>

(12/14)

2023年10月5日

東京電力ホールディングス株式会社

福島第一廃炉推進カンパニー

地下貯水槽（周辺観測孔）分析結果（全β）

採取地点	採取日時	分析項目	
		全β (Bq/L)	
地下貯水槽 周辺観測孔 (i~iii)	A1	—	
	A2	—	
	A3	—	
	A4	—	
	A5	2023/10/04 08:10	< 2.5E+01
	A6	—	—
	A7	—	—
	A8	2023/10/04 08:05	< 2.5E+01
	A9	—	—
	A10	—	—
	A11	2023/10/04 08:00	< 2.5E+01
	A12	—	—
	A13	—	—
	A14	2023/10/04 07:55	< 2.5E+01
	A15	—	—
	A16	—	—
	A17	2023/10/04 07:50	< 2.5E+01
	A18	—	—
	A19	—	—

・不等号 (< ; 小なり) は, 検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・ $○.○E±○$ とは, $○.○×10^{±○}$ であることを意味する。

(例) $3.1E+01$ は $3.1×10^1$ で31, $3.1E+00$ は $3.1×10^0$ で3.1, $3.1E-01$ は $3.1×10^{-1}$ で0.31と読む。

(13/14)

2023年10月5日

東京電力ホールディングス株式会社

福島第一廃炉推進カンパニー

地下貯水槽（ドレン孔・検知孔・海側観測孔）分析結果（全β）

採取地点			採取日時	分析項目
				全β (Bq/L)
地下貯水槽 (ドレン孔水)	i	北東側	—	—
		南西側※	2023/10/04 07:20	< 2.5E+01
	ii	北東側	2023/10/04 07:30	< 2.5E+01
		南西側	2023/10/04 07:40	< 2.5E+01
	iii	北東側	—	—
		南西側	—	—
	vi	北西側	—	—
		南東側	—	—
地下貯水槽 (漏えい検知孔水)	i	北東側	—	—
		南西側※	2023/10/04 07:25	1.6E+02
	ii	北東側	2023/10/04 07:35	4.1E+04
		南西側	2023/10/04 07:45	< 2.5E+01
	iii	北東側	—	—
		南西側	—	—
海側観測孔	②	—	—	
	⑦	—	—	
	⑧	—	—	

・不等号 (<: 小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・ $0.0E \pm 0$ とは、 $0.0 \times 10^{\pm 0}$ であることを意味する。

(例) $3.1E+01$ は 3.1×10^1 で31, $3.1E+00$ は 3.1×10^0 で3.1, $3.1E-01$ は 3.1×10^{-1} で0.31と読む。

※ 8月7日に有意な上昇があったため、調査分析を実施。

(14/14)

2023年10月5日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所推進カンパニー

サブドレン・地下水ドレン浄化水 排水前分析結果

試料名称	採取日時	貯水量 (m ³)	分析機関	分析項目				
				全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	その他 γ核種
一時貯水タンク (サンプルタンク) B	2023/10/01 08:20	900	東京電力	< 6.4E-01	6.7E+02	< 5.3E-01	< 7.5E-01	検出なし
			東北緑化環境保全 (株)	< 3.2E-01	7.1E+02	< 6.2E-01	< 5.9E-01	検出なし
運用目標				3.0E+00 (1.0E+00) *1	1.5E+03	1.0E+00	1.0E+00	検出されないと*2
告示濃度限度*3					6.0E+04	6.0E+01	9.0E+01	
WHO飲料水水质ガイドライン					1.0E+04	1.0E+01	1.0E+01	

・不等号 (<:小なり) は、検出限界値未満 (ND)を表す。

・0.0E±0とは、0.0×10^{±0}であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10¹で31, 3.1E+00は3.1×10⁰で3.1, 3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読み。

※1 運用目標の全βについては、10日に1回程度、検出限界値を 1 Bq/Lに下げて分析を実施。

※2 Cs-134,Cs-137の検出限界値「1Bq/L未満」を確認する判定にて検出されないこと (天然核種を除く)。

※3 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則に定める告示濃度限度

(別表第一第六欄:周辺監視区域外の水中の濃度限度[本表では、Bq/cm³の表記をBq/Lに換算した値を記載])

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

発信時刻

15時 18分

様式9-1

第25条報告

送信枚数 (1 / 1)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第25050報)

2023年 10月 5日

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 田南 達也

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原2-2
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分 (24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)(注3)	(対応日時, 対応の概要) 第25048報でお知らせした、発電所構内における負傷者の発生について、その後の状況をお知らせします。 当該負傷者は、救急車でふたば医療センター附属病院に到着しました。 ・救急車出発時刻 14時34分 ・救急車到着時刻 14時49分 【公表区分: E続】 ※添付の有り (無) (注4)
その他の事項の対応(注5)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した特定事象の発生箇所, 発生時刻, 種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況, 故障機器の応急復旧, 拡大防止措置等の時刻, 場所, 内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 当該原子力事業所所在市町村において震度6弱以上の地震が発生した場合, また震度によらず警戒事態該当事象または特定事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は, その発生日時, 観測用地震計の加速度gal数(水平方向, 鉛直方向)を記入する。

(注4) 新たに警戒事態該当事象または特定事象が発生した場合は, 本様式に加えて様式9-1添付を用いて報告する。なお, 様式9-1添付を用いた報告は当該事象が非該当となるまで継続して行う。

(注5) 緊急時対策本部の設置状況, 被ばく患者発生状況等について記載する。

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

発信時刻 17 時 55 分

様式 9-1

第 25 条報告

送信枚数 (1 / 1)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第 25051 報)

2023 年 10 月 5 日

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第 25 条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 田南 達也

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第 25 条第 2 項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原 2 2
特定事象の発生箇所 (注 1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻 (注 1)	2011 年 (平成 23 年) 3 月 11 日 16 時 36 分 (24 時間表示)
特定事象の種類 (注 1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第 6 条第 4 項第 4 号, 省令第 21 条第 1 項ロ)
発生事象と対応の概要 (注 2) (注 3)	(対応日時, 対応の概要) 第 25048 報でお知らせした、発電所構内における負傷者の発生について、その後の状況をお知らせします。 当該負傷者については、ふたば医療センター附属病院にて医師の診断の結果、頭部打撲傷と診断されました。 【公表区分: E 統】 ※添付の有り・無し (注 4)
その他の事項の対応 (注 5)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

(注 1) 最初に発生した特定事象の発生箇所, 発生時刻, 種類について記載する。

(注 2) 設備機器の状況, 故障機器の応急復旧, 拡大防止措置等の時刻, 場所, 内容について発生時刻順に記載する。

(注 3) 当該原子力事業所所在市町村において震度 6 弱以上の地震が発生した場合, また震度によらず警戒事態該当事象または特定事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は, その発生日時, 観測用地震計の加速度 gal 数 (水平方向, 鉛直方向) を記入する。

(注 4) 新たに警戒事態該当事象または特定事象が発生した場合は, 本様式に加えて様式 9-1 添付を用いて報告する。なお, 様式 9-1 添付を用いた報告は当該事象が非該当となるまで継続して行う。

(注 5) 緊急時対策本部の設置状況, 被ばく患者発生状況等について記載する。

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

発信時刻

17 時 55 分

様式 9-1

第 25 条 報 告

送信枚数 (1 / 1)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第 2 5 0 5 2 報)

2023 年 10 月 5 日

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第 2 5 条 報 告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 田南 達也

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第 2 5 条第 2 項の規定に基づき, 応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原 2 2
特定事象の発生箇所 (注 1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻 (注 1)	2011 年 (平成 23 年) 3 月 11 日 16 時 36 分 (24 時間表示)
特定事象の種類 (注 1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第 6 条第 4 項第 4 号, 省令第 21 条第 1 項ロ)
発生事象と対応の概要 (注 2) (注 3)	(対応日時, 対応の概要) 第 2 5 0 4 3 報でお知らせしたとおり, サブドレン他水処理施設一時貯水タンク G に貯水していた水について, 本日以下のとおり排水を実施しました。 ・排水開始 : 12 時 11 分 ・排水終了 : 17 時 03 分 ・排水量 : 727 m ³ 排水状況については, 漏えい等の異常がないことを確認しております。 【公表区分: E】 ※添付の有り・ 無し (注 4)
その他の事項の対応 (注 5)	なし

備考 この用紙の大きさは, 日本産業規格 A4 とする。

(注 1) 最初に発生した特定事象の発生箇所, 発生時刻, 種類について記載する。

(注 2) 設備機器の状況, 故障機器の応急復旧, 拡大防止措置等の時刻, 場所, 内容について発生時刻順に記載する。

(注 3) 当該原子力事業所所在市町村において震度 6 弱以上の地震が発生した場合, また震度によらず警戒事態該当事象または特定事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は, その発生日時, 観測用地震計の加速度 gal 数 (水平方向, 鉛直方向) を記入する。

(注 4) 新たに警戒事態該当事象または特定事象が発生した場合は, 本様式に加えて様式 9-1 添付を用いて報告する。なお, 様式 9-1 添付を用いた報告は当該事象が非該当となるまで継続して行う。

(注 5) 緊急時対策本部の設置状況, 被ばく患者発生状況等について記載する。